

令和 5 年度

阿南市高齢者福祉事業

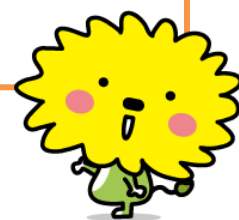
阿南市地域支援事業



問い合わせ先

阿南市地域共生推進課 高齢福祉係

☎ 0884-22-3440




目次

1 介護予防事業と社会参加の推進	
(1) 介護予防の推進と健康の保持	
① 一般介護予防事業	1
② 健康増進事業	2
いきいき100歳体操	3
あななんサロン	4
③ はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	5
(2) 社会参加と生きがいづくり	
① 阿南市シルバー人材センター	6
② 阿南市セニヤクラブ(老人クラブ)	6
③ 高齢者フリーバス券(全地区)の交付	7
④ 高齢者船券(伊島地区)の交付	8
⑤ 阿南市高齢者タクシー利用料助成事業	9-10
⑥ 高齢者の多様な交流の場	11
⑦ 敬老記念事業	12-13
2 地域での暮らしを支える体制整備	
(1) 高齢者福祉サービス	
① 生活管理指導短期宿泊事業	14
② 生きがい活動支援事業	15
③ 日常生活用具給付等事業	16
④ 高齢者住宅改造促進事業	17
⑤ 配食サービス事業	18
⑥ 寝たきり高齢者見舞金支給事業	19
⑦ 家族介護用品支給事業	20
(2) 安心・安全の確保	
① ひとり暮らし高齢者支援事業	21
② 救急医療情報キット配布事業	22
③ 交通安全対策	23
(3) 地域の支え合いの体制づくり	
① 介護支援ボランティア活動	24

(4) 権利擁護の推進	
① 成年後見制度	25
② 消費者被害等に関する相談窓口	26
(5) 認知症施策の推進	
① 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員	27
② 認知症サポーター等養成事業	28
③ 高齢者見守りキーホルダー事業	29
④ 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業	30
⑤ 徘徊高齢者家族支援サービス事業	31
(6) 在宅医療・介護連携支援の推進	
① 阿南市在宅医療・介護連携支援センターの設置	32
(7) 高齢者向け住まいの適切な確保	
① 養護老人ホーム	33
② 経費老人ホーム(ケアハウス)	33
③ 高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業	34
④ サービス付き高齢者向け住宅	34
⑤ 有料老人ホーム	35
(8) その他	
① 高齢者入浴許可証の交付	36
② 高齢者お世話センター	37

1 高齢者の介護予防と社会参加の推進

(1) 介護予防の推進と健康の保持

① 一般介護予防事業	
内 容 	<p>○介護予防普及啓発事業</p> <p>【内容】</p> <p>市と高齢者お世話センターが連携し、各地域において介護予防に関する講演会や教室等を開催し、運動、口腔、栄養、認知症予防等の知識の普及啓発を行います。</p> <p>【利用方法】</p> <p>随時開催していますので、各高齢者お世話センターにお問い合わせください。</p> <p>「広報あなん」に掲載していますので、ご覧ください。</p> <p>○地域介護予防活動支援事業</p> <p>【内容】</p> <p>いきいき100歳体操</p> <p>・介護予防体操事業・・・運動器の機能向上を目的とした体操「介護予防体操事業」を実施</p> <p>あなんサロン</p> <p>・高齢者サロン活動事業・・・趣味活動等を通じた日中の居場所を作り、定期的な通いの場を提供</p> <p>【利用方法】</p> <p>・開催場所・日時等は、阿南市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。</p>
そ の 他	<p>介護予防体操事業又は高齢者サロン活動事業を行う住民主体のグループのうち、一定の要件を満たしているグループに対し、活動の支援を行うことを目的に補助金を交付しています。</p>

② 健康増進事業

内

容



○生活習慣病対策

40歳から74歳までの国民健康保険加入者の人に特定健診の受診を行うとともに、特定健診の受診者のうち生活習慣病のリスクのある人に対し、個別の保健指導を行うことで生活習慣の改善を支援します。

○各種検診事業

健康診査やがん検診などの健康増進事業の充実により、生活習慣病などの早期発見・早期治療を行い、健康の保持・増進を図ります。

・がん検診

がんを早期に発見し、早期治療につなげるため、胃・肺・子宮・乳・大腸の各種がん検診、前立腺がん(PSA)検診を実施

・肺炎ウイルス検査

肝硬変や肝がんに進化する可能性の高い、B・C型肝炎ウイルスの感染を早期に発見し、早期治療につなげるため、B・C型肝炎ウイルス検査を実施

・歯周病検診

生活習慣病と歯周病の関係から40歳、50歳、60歳、70歳の節目の人に歯周病の検診を実施

・健康審査

40歳以上の生活保護世帯の人を対象に生活習慣病を早期に発見するために健康診査を実施





問い合わせ先


阿南市保健センター

☎0884-22-1590

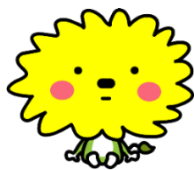
☆いきいき100歳体操を始めるには？


<p>いきいき 100歳体操</p> 	<p>【体操の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1本 220gのおもりを使って行う簡単な筋力運動の体操(1本から10本まで調整可能) ・おもりを手首や足首に巻き付け、椅子に座ってゆっくり手足を動かす体操 ・専用のDVDを見ながら、約35分の体操 <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者(65歳以上)が5人以上いること ・参加者のグループに代表者、副代表者がいること ・週に1回以上継続して実施できること ・地域の方がだれでも参加できること <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則週1回以上とし、定期的を開催すること <p>【グループが準備するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者が集まる会場 ・椅子 ・テレビ ・DVDデッキ 
<p>体操への 支援内容</p>	<p>初回 理学療法士による体操の意義・効果の説明 毎年 理学療法士による体操指導・体力測定</p>
<p>その他</p>	<p>グループの立ち上げ等については、高齢者お世話センターに相談してください。</p>

☆あななんサロンをはじめるには？


<p>あななん サロン</p> 	<p>【活動の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者相互の親睦に関すること ・講話・体操・レクリエーション等の健康増進、介護予防に関すること ・政治、宗教、営利を目的としないこと <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者（65歳以上）が5人以上であるサロンを運営する地域住民による地域活動組織 ・参加者のグループに代表者、副代表者がいること <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則月1回以上、定期的に継続して開催すること ・開催時間は、1回当たり概ね2時間以上とする <p>【負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営主体と参加者との間で決定すること ※ただし、参加される方が負担にならない程度
<p>その他</p>	<p>グループの立ち上げ等については、高齢者お世話センターに相談してください。</p> <p>サロンのグループには、プログラム集を配布しますので、参考にして自主的に活動を行ってください。</p>


☆あななんサロンとして登録していただいたグループに配布しています！



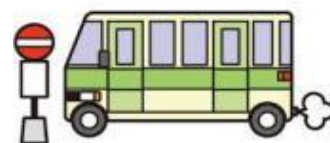
③ はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	
内 容	<p>高齢者の精神的及び肉体的疲労等の回復を促し、心身機能の維持向上を図るため、はり、きゅう、マッサージ等の施術に要する費用の一部を助成します。</p> <p>ただし、<u>医療保険適用外</u>のものに限ります。</p>
利用対象者	65歳以上の方
交付限度枚数	1回の申請につき、3枚まで
助成限度額	1回の施術につき500円で、1人1年間6,000円を限度
申請先	<p>阿南市社会福祉協議会</p> <p>那賀川支所・羽ノ浦支所・各地区住民センター</p> <p>富岡公民館・中野島公民館・宝田公民館</p> <p>見能林公民館</p>
申請時の提出書類	申請先に備え付け
利用施設 	<p>市が指定する はり・きゅう・マッサージ 指定施術業者</p> <p>笠井治療院(マッサージ) 向原町下ノ浜 7-60 ☎22-4210</p> <p>高木治療院(マッサージ) 下大野町藪呂 20 ☎22-6908</p> <p>上原鍼灸指圧治療院(はり・きゅう・マッサージ) 日開野町宮原 ☎23-2775</p> <p>ゆるり(旧びわの葉温圧灸)(きゅう) 富岡町あ石 6-8 ☎22-0243 090-5274-1113</p> <p>阿南いろは治療院(はり・きゅう) 富岡町今福寺 1-1 ☎22-0717</p>
問い合わせ先	<p>阿南市社会福祉協議会</p> <p style="text-align: center;">☎0884-23-7288</p>

(2) 社会参加と生きがいつくり

① 阿南市シルバー人材センター	
内 容	シルバー人材センターは、地域に密着した臨時的かつ短期的な仕事またはその他の軽易な業務を阿南市内の家庭、事業所、官公庁等から引き受け、これらをセンターに加入している会員の希望や能力に応じて提供しているところです。
会 員 に な れ る 方	阿南市にお住まいの60歳以上の健康で自ら進んで働く意欲と、体力、能力をお持ちの方
仕 事 内 容 	家事・育児・介護サービス、植木の手入れ、ペンキ塗り、大工仕事、襖・障子貼り、除草・草刈、各種軽作業、建物管理、広報誌等の配布、文書管理事務、筆耕、宛名書き、受付事務、お墓のお掃除代行 等
問い合わせ先	阿南市シルバー人材センター ☎0884-23-2630



② 阿南市セニヤクラブ(老人クラブ)	
内 容	阿南市セニヤクラブは、高齢者(おおむね60歳以上)の方が運営する自主的組織であり、仲間づくりを通じて、生きがいと健康づくりのための社会活動等に取り組んでいます。
活 動 内 容 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会奉仕(地域での清掃活動、ひとり暮らし高齢者友愛訪問活動等) ・教養趣味活動(書道、俳句、短歌、川柳、生花、詩吟、カラオケ 大正琴、芸能、囲碁、新舞踊、絵手紙、漢詩等) ・健康増進活動(老人体育大会、ゲートボール、グランドゴルフ等) ・レクリエーション(芸能大会、研修旅行等) ・交通安全教室(各地域で実施)
問い合わせ先	阿南市社会福祉協議会 ☎0884-23-7288


③ 高齢者フリーバス券(全地区)の交付	
内 容	<p>高齢者の外出の促進を図るとともに、住み慣れた地域社会の中で引き続き生活できるよう支援することを目的として、市内を運行する徳島バス(株)、徳島バス阿南(株)で利用できる無料バス券を交付します。</p> <p>ただし、高速バス、貸切バスを除く。</p>
利 用 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日時点において、引き続き3か月以上阿南市に住所を有している満70歳以上の方で、前年度の市民税所得割額が5万円以下の方 ・その他市長が必要と認める方(別途証明書が必要) <p>※70歳の誕生日から申請可能 ※転入日から3か月を経過した日から申請可能(4月10日転入者→7月10日から申請可能)</p>
交 付	<p>「乗車証」及び「乗車券(バス券)・1冊72枚綴」を交付</p> <p>※交付を受けた「乗車券(バス券)」の4分の3(54枚以上)使用した場合、追加の交付申請が可能</p>
交 付 期 間	毎年度4月1日から2月末日まで
申 請 先	<ul style="list-style-type: none"> ・阿南市役所地域共生推進課 ・那賀川・羽ノ浦支所 ・各地区住民センター
申 請 時 の 持 参 物	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が窓口で申請する場合・・・申請書を記入(自署の場合、押印不要) ・代理人申請・・・本人(必要な方)の印鑑等 <p>※本人(必要な方)の住所・生年月日の記入が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス券の追加申請・・・バス乗車証、バス券 ・電子申請が可能
そ の 他 留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・1回の申請につき、交付できる冊数は1冊 ・バス券使用可能期間 毎年度4月1日～3月末日まで



④ 高齢者船券(伊島地区)の交付	
内 容	高齢者の外出の促進を図るとともに、住み慣れた地域社会の中で引き続き生活できるよう支援することを目的として、市内を運行する連絡船で利用できる無料船券を交付します。
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日時点において、引き続き3か月以上阿南市に住所を有している満70歳以上の方で、前年度の市民税所得割額が5万円以下の方 ※70歳の誕生日から申請可能 ※転入日から3か月を経過した日から申請可能(4月10日転入者→7月10日から申請可能) ・その他市長が必要と認める方(別途証明書が必要)
交 付	<ul style="list-style-type: none"> ・「乗船券」・・・1年間につき、<u>最高36枚</u>まで ※申請月分からの交付となります。 70歳の誕生日の属する月から対象となります。
交 付 期 間	毎年度4月1日から2月末日まで
申 請 先	伊島連絡所
申 請 時 の 持 参 物	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が窓口で申請する場合・・・申請書を記入(自署の場合、押印不要) ・代理人申請・・・本人(必要な方)の印鑑等 ※本人(必要な方)の住所・生年月日の記入が必要です。
そ の 他 留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・1回の申請につき、交付できる冊数は1冊 ・追加交付が可能 ・船券使用可能期間 毎年度4月1日～3月末日まで



⑤ 阿南市高齢者タクシー利用料助成事業 (阿南市高齢者いきいきタクシー券の交付)			
内 容	事業の実施主体は阿南市(以下「市」という。)とし、高齢者の外出の促進を図るとともに高齢者が住み慣れた地域社会の中で引き続き生活できるよう支援することを目的として、高齢者に対し、高齢者タクシー利用料助成登録証及びタクシー券を交付し、高齢者のタクシー利用料の一部を助成する事業とする。		
利用対象者	<p>申請日時点において引き続き3か月以上阿南市に住所を有する満70歳以上の方のうち、<u>交通手段を持たない方*</u>で、下記の(1)(2)のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 前年度の市町村民税所得割額が50,000円以下の方</p> <p>(2) その他市長が認める方(※別途理由書等が必要)</p> <p><u>*交通手段を持たないとは・・・</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯員が運転免許証を所持していない、自家用車を有していない等 ・日常生活において自家用車で外出できない状態 		
交 付	<p>・1枚当たり500円のタクシー券に対し、半額(250円)を助成します。</p> <p>・「高齢者いきいきタクシー券」交付時に自己負担額をお支払ください。</p> <p>例) 1,500円分(3枚)タクシー券がほしい場合 ⇒ 1,500円 - 750円(助成額) = 750円(自己負担額)</p> <p>・タクシー券は複数回に分けて申請をすることが可能です。</p> <p>例) 年間交付上限額が20,000円の場合 ⇒1回目申請 2,000円分(自己負担額1,000円) →残り交付可能額 18,000円 ⇒2回目申請 1,500円分(自己負担額750円)→ 残り交付可能額 16,500円</p>		
交 付 期 間	<p>登録証とタクシー券の申請及び交付期間 令和5年5月29日(月)～令和6年2月29日(木)</p> <p>登録証とタクシー券の使用可能期間 令和5年6月1日(木)～令和6年3月31日(日)</p>		
申 請 先	<p>地域共生推進課、各支所、各地区住民センターの窓口にて手続きしてください。</p> <p>※表の交付場所を確認してください。</p>		
申 請 時 の 持 参 物	<p>☆代理人が申請する場合</p> <p>1回目 本人の印鑑をお持ちください。</p> <p>2回目以降 本人の登録証をお持ちください。</p>		

<p>その他 留意事項</p>	<p>▽申請からタクシー券交付までの流れ</p> <p>① 窓口にて阿南市高齢者タクシー利用料金助成登録の申請をしてください。</p> <p>② 審査の上、助成を決定した方に「登録証」を交付します。 ※「登録証」は2回目以降の申請の際に必ず必要となります。</p> <p>③ 「登録証」を持参していただき、窓口で上限額以内において必要とする分のタクシー券の申請をしてください。 ※タクシー券は1枚から申請が可能です。</p> <p>▽タクシー券の使用方法について</p> <p>① 乗車する際、運転手に「登録証」を提示してください。</p> <p>② 利用料金を支払う際にタクシー券をお使いください。 (1乗車につき複数枚使用できます。)</p> <p>注意事項</p> <p>※おつりは出ません。</p> <p>※一度交付されたタクシー券の払い戻しはできません。</p> 
---------------------	---

お住まいの地域	年間交付上限額	自己負担額	交付場所
富岡地区、宝田地区、 中野島地区、 見能林地区、伊島地区	20,000円	10,000円	阿南市役所 地域共生推進課
長生地区	20,000円	10,000円	長生住民センター
桑野地区	20,000円	10,000円	桑野住民センター
橘地区	20,000円	10,000円	橘住民センター
那賀川地区	20,000円	10,000円	那賀川支所
羽ノ浦地区	20,000円	10,000円	羽ノ浦支所
大野地区	40,000円	20,000円	大野住民センター
新野地区	40,000円	20,000円	新野住民センター
福井地区	40,000円	20,000円	福井住民センター
加茂谷地区	60,000円	30,000円	加茂谷住民センター
椿地区(椿町)	60,000円	30,000円	椿住民センター
椿地区(椿泊町)	80,000円	40,000円	椿泊連絡所

※年度途中に70歳に到達する方または転入後3か月経過した方についてはこの限りではない。

※年間交付上限金額は、市内各地から「阿南市地域公共交通計画」で示す広域交通結節点である JR 阿南駅、交通結節点である JR 羽ノ浦駅、JR 桑野駅、阿南医療センター、徳島バス(株)橘営業所までの距離に応じて設定しています。

⑤ 高齢者の多様な交流の場	
内 容	高齢者の健康増進や外出促進、生きがいづくりを支援するため、健康相談や趣味活動に気軽に参加できる交流の場の拠点施設として以下の施設があります。
老 人 い こ い 家	<p>大野老人いこいの家 下大野町三条 12 番地 1</p> <p>伊島老人いこいの家 伊島町瀬戸 114 番地 2</p> <p>加茂谷老人いこいの家 加茂町野上 22 番地 11</p> <p>見能林老人いこいの家 見能林町東浦 51 番地 1</p> <p>橘老人いこいの家 橘町豊浜 36 番地 15</p> <p>椿老人いこいの家 椿町浜 14 番地</p> <p>富岡老人いこいの家 富岡町滝の下 30 番地 1</p> <p>福井老人いこいの家 福井町古津 198 番地 2</p> <p>宝田老人いこいの家 宝田町市場 68 番地 4</p> <p>椿泊老人いこいの家 椿泊町出島 9 番地 2</p> <p>新野老人いこいの家 新野町馬場 92 番地 1</p> <p>桑野老人いこいの家 山口町内田 150 番地 1</p> <p>長生老人いこいの家 長生町上荒井楠ノ前 4 番地 2</p> <p>那賀川老人いこいの家 那賀川町苅屋 325 番地 2</p> <p>羽ノ浦老人いこいの家 羽ノ浦町中庄高田原 56 番地 2</p>
老 人 ルーム	<p>本庄老人ルーム 長生町舟田 66 番地</p> <p>柳島老人ルーム 柳島町外萩 13 番地 1</p> <p>谷老人ルーム 桑野町紺屋 80 番地 1</p> <p>長岡東老人ルーム 横見町長岡東 37 番地 3</p> <p>新野老人ルーム 新野町東馬場 55 番地 2</p> <p>伊月老人ルーム 柳島町六反地 104 番地 1</p> <p>内歩老人ルーム 福井町内歩 86 番地 1</p> <p>住吉老人ルーム 住吉町問屋前 281 番地 4</p> <p>横見老人ルーム 横見町願能地東 52 番地 2</p> <p>大野老人ルーム 中大野町南傍示 249 番地 1</p>
高 齢 者 交 流 セ ン ター	高齢者交流センター 福井町森 2 番地 3



⑥ 敬老記念事業		
長寿者福祉金支給事業	内容	高齢者に対し、長寿者福祉金を支給することにより、その長寿を祝福するとともに、敬老思想の高揚を図り、もって高齢者福祉の増進に寄与することを目的として実施しています。
	77歳 88歳 100歳	毎年9月1日に属する年度の前年度中に77歳、88歳、100歳に達している者で、9月1日現在において、阿南市住民基本台帳に登録されている者 77歳 5,000円 } ⇒申請書受付⇒振込 88歳 10,000円 100歳以上 10,000円 + 祝状 *敬老の日訪問
	100歳誕生日	毎年9月1日に属する年度の年度中に100歳の誕生日を迎える者で、その誕生日に住民基本台帳に登録されているもの 誕生日慶祝訪問・・・祝金 100,000円・祝状
最高齢者の慶祝事業	内容	阿南市の最高齢者に対し、祝状及び祝金を贈呈し、その長寿を慶祝するとともに、広く市民が高齢者福祉についての関心と理解を深めることを目的として実施しています。
	最高齢者	毎年4月1日において、生年月日が最も早い者で、4月1日から慶祝を実施する日までの間、引き続き市の区域内に住所を有するもの 祝金の額 10,000円 ※慶祝の実施日 誕生日
敬老記念品支給事業	内容	高齢者に対し、敬老記念品を支給することにより、その長寿を祝福するとともに、敬老思想の高揚を図り、もって高齢者福祉の増進に寄与することを目的として実施しています。
	対象者	記念品の支給対象者、9月1日の属する年度の前年度中に75歳に達している者で、9月1日現在において、阿南市住民基本台帳に登録されている者 記念品 予算の範囲内で市長が定める
敬老記念品贈呈	4月1日現在、75歳に達している方で、9月1日現在、住民基本台帳に登録されている方に対し、記念品を贈呈	

<p>敬老祝賀事業補助金</p>	<p>【目的】</p> <p>多年にわたり地域社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を有する高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、高齢者福祉に対する市民の理解を深め、地域連携を促進し、もって本市の高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【補助対象事業】</p> <p>地区において行う敬老祝賀事業を実施する団体に対し、当該事業の実施に要する経費を補助金額内で交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区婦人会 ・地区敬老会実行委員会 ・その他市長が認める団体 <p>【補助金額】</p> <p>予算額を地区対象高齢者数(4/30現在)に応じて案分した額*ただし、敬老会を開催しない場合は、当該案分した額の3分の2以内の額とする。</p>
<p>徳島県事業</p>	<p>(1) 100歳誕生日の慶祝訪問</p> <p>(2) 敬老の日慶祝訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 9月1日時点で県内男女最高齢の者 50,000円 ② 110歳(9月16日～翌年9月15日までに110歳に到達した者) ③ 105歳(9月16日～翌年9月15日までに105歳に到達した者) ④ 9月15日(老人の日)に100歳以上の方で、各地域において活躍されている長寿者で、市から推薦のあった者 <p>(3) 米寿祝 88歳(10月1日～9月30日に88歳到達者・9月30日現在徳島県内に在住すると見込まれる方)・・・大谷焼</p> <p>(4) 内閣総理大臣からの祝い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に100歳到達者

2 地域包括ケア体制の深化・推進

(1) 高齢者福祉サービス

① 生活管理指導短期宿泊事業	
内 容	<p>養護老人ホームの空き部屋を活用し、短期宿泊を通じて日常生活に係る指導・支援を行い、基本的な生活習慣の確立が図られるよう支援します。</p> <p>また、家族等からの虐待回避や自然災害等の一時避難所としても利用しています。</p>
利用対象者	<p>65歳以上の高齢者(入院治療を要する者を除く。)であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 基本的な生活習慣が欠如しているひとり暮らしの者で体調が不良のもの(要支援者及び要介護者を除く。)</p> <p>※R5.6月から変更 「要支援者及び要介護者を除く」⇒「介護サービスを利用できる場合を除く」に改正</p> <p>(2) 虐待等の被害を受けていると認められる者</p> <p>(3) 建物火災避難者並びに阿南市地域防災計画(地震・津波災害対策編)第3章第13節第2及び阿南市地域防災計画(一般災害対策編)第3章第12節第3に定める避難準備情報等による避難者であって、養護が必要と認められるもの</p>
利用限度日数	原則7日以内
利用者負担額	<p>・1日につき800円</p> <p>・ただし、8日目からは1日につき3,930円</p>
利用施設	<p>・老人ホーム福寿荘</p> <p>・養護老人ホームヒワサ荘(海部郡美波町)</p> <p>・養護老人ホーム松寿園(小松島市)</p> <p>・養護(盲人)老人ホーム羽ノ浦荘(目の不自由な方)</p>
申請時の提出書類	<p>・利用申請書</p> <p>・高齢者サービス基本台帳</p> <p>・誓約書</p>
申請受付時期	随時




② 生きがい活動支援事業 ※伊島地区を対象とした事業です。	
内 容	<p>健康、生きがい関係の教養講座を開催することで、孤独感の解消や安否を確認し、うるおいのある在宅生活を継続していくための支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康・生きがい関係の教養講座を開催すること。 ・高齢者スポーツ活動を行うこと。 ・陶芸、園芸等の創作活動を行うこと。 ・手芸、木工、絵画等の趣味活動を行うこと。 ・日常生活訓練を行うこと。 ・集団外出し、生きがい活動を行うこと。 ・利用者が希望する場合には、送迎を行うこと。 ・その他適当と認められる事業を行うこと。
利用対象者	65歳以上のひとり暮らし等で、家に閉じこもりがちな方
利用限度回数	月1回以内
利用者負担額	送迎ありの場合 1,000円(食事代は別) 送迎なしの場合 800円(食事代は別)
申請時の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申請書 ・高齢者サービス基本台帳 ・誓約書
申請受付時期	<ul style="list-style-type: none"> ・既に利用者している方 毎年4月に更新申請必要 ・新規申請 随時




③ 日常生活用具給付等事業	
内 容	安心して在宅生活を継続していくために、電磁調理器 (IH 調理器) を現物給付します。
利用対象者	65歳以上のひとり暮らし高齢者で、直近年度の市民税非課税の方
利用限度	1人につき1回限り
利用者負担額	なし ただし、現物給付できる電磁調理器の価格は、3万円を上限とします。
申請時の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申請書 ・高齢者サービス基本台帳 ・誓約書
申請受付時期	随時



④ 高齢者住宅改造促進事業	
内 容	高齢者の在宅生活の継続を支援するため、廊下等の手すりの設置、浴槽の低床化、和式から洋式トイレへの変更など高齢者向きに住宅を改造する費用の一部を助成します。
利用対象者	65歳以上の虚弱な高齢者(身体の虚弱化等により日常生活で何らかの介助を要する状態であること)のいる前年度所得税非課税世帯
利用限度	住宅1戸につき1回限り
助成金額	対象工事費のうち90万円までについて3分の2を助成する。(最高60万円助成) 要介護(要支援)の認定を受けている方は、介護保険の住宅改修費を控除します。
対象工事	 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者又はその者の属する世帯の世帯員が所有する住宅であること。ただし、借家又は公営住宅の場合にあっては、所有者(公営住宅の場合にあっては、管理者)の承諾があれば対象とします。 ・新築住宅は対象外 ・増築は対象外。ただし、改造に際し、既存建物内に必要なスペースを確保できず、増築以外に方法がない場合は、地域共生推進課担当者と協議する。 ・重度身体障害者住宅改造助成事業の補助を受けた者は、原則として対象外 ・介護保険制度における「福祉用具貸与費」又は「福祉具購入費」の給付対象となるものは対象外
申請時の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者住宅改造費助成金交付申請書 ・工事見積書 ・平面図 ・工事の施工前の改造箇所の写真
申請受付時期	随時 ※ただし、県の予算がなくなれば、本申請の受付はできません。

⑤ 配食サービス事業	
内 容	<p>定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認等を行い、在宅生活の維持次続を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 か月につき 3 回までを上限に、栄養バランスの取れた食事を、定期的に居宅を訪問して提供する。 ・訪問の際に安否確認を行うとともに、健康状態に異常等があったとき等は、速やかに関係機関への連絡を行う。
利用対象者	<p>おおむね 70 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障がい者であって、食事の調理が困難な方</p>
利用限度回数	<p>月 3 回以内 (1 週間に 1 回)</p>
利用者負担額	<p>1 食につき 350 円</p>
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・デイセンター モナ・リザ ☎34-3201 福井町湊 1-8 ・デイセンター カルメン ☎44-6831 羽ノ浦町中庄大知淵 8-1
申請時の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申請書 ・高齢者サービス基本台帳 ・誓約書
申請受付時期	<ul style="list-style-type: none"> ・既に利用者している方は毎年 4 月に更新申請が必要 ・新規申請 随時



⑥ 寝たきり高齢者見舞金支給事業	
内 容	在宅で生活する65歳以上の寝たきり高齢者に対し、福祉の増進に寄与することを目的に見舞金を支給します。
利用対象者	<p>次のすべてに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年9月1日現在、住民基本台帳に登録されている方で、引き続き1年以上阿南市に住所を有している方 ・4月1日現在、65歳に達している方 ・申請時に、3か月以上にわたり寝たきり状態にあり、9月1日以後においても引き続きその状態が継続すると見込まれる方 ・9月1日現在、介護保険法の規定による要介護状態区分が要介護3から要介護5までの方又はこれに相当すると認められる方 
支給金額	6,000円
申請方法	地域の民生委員を通じて申請してください。 申請期間は毎年8月号の広報あなんに掲載しています。

⑦ 家族介護用品支給事業	
内 容	高齢者を介護する家族に対し、介護用品を現物支給することにより家族の精神的、身体的、経済的負担の軽減を図ります。
利用対象者	要介護4又は5の認定を受けている65歳以上の在宅高齢者を介護する家族で、その高齢者の属する同一世帯(住民票上同一)が市町村民税非課税世帯の方
現物支給品目	紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・ドライシャンプー・清拭剤等の介護用品等
利用者負担額	1か月 5,000 円までは無料、超過分は自己負担
申請時の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申請書 ・対象者状況届 ・介護保険証のコピー
申請受付時期	<ul style="list-style-type: none"> ・既に利用者している方は毎年4月に更新申請が必要 ・新規申請 随時



(2) 安心・安全の確保

① ひとり暮らし高齢者支援事業	
内 容	<p>在宅ひとり暮らし高齢者等の不安解消及び緊急時の対応を図るため、近隣の協力員を確保していただいた方へ、利用者本人の位置検索及び緊急通報機能が付されたGPS端末機器を貸与し、その初期費用のみ全額助成します。</p> <p>市負担分 加入料金 4,500円/台(税別) 標準充電器 2,500円/個(税別)</p>
利用対象者	65歳以上のひとり暮らし高齢者
利用者負担額	<p>R4.4.1～契約分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 月額1,200円(税別) ・位置情報提供料金 オペレーター応答利用(電話) 1回につき200円(税別) インターネット利用の場合 検索は1か月につき2回目まで無料、3回目から1回につき100円(税別) ・現場急行料金 利用1回(1時間まで)につき10,000円(税別)が必要 利用者の要請に応じて委託業者が急行します。 ・機器の紛失・故障等 10,000円(税別)
申請時の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申請書 ・本人の写真1枚 ・ココセコムご利用申込書(セコム用) ・個人情報第三者提供同意書(セコム用) ・預金口座振替依頼書(セコム用)
申請受付時期	随時

ココセコム本体

サイズ:縦 84×横 46×厚さ 16mm

質量:約 67g(バッテリー含む)

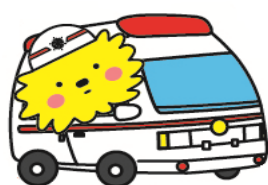
連続動作時間:最大 350時間





② 救急医療情報キット配布事業	
内 容	<p>高齢者等の安心・安全を確保するため、かかりつけ病院、くすりの服薬情報、緊急連絡先などを記入した用紙を専用の保管容器(救急医療情報キット)に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の緊急時に備えるものです。</p> <p>かけつけた救急隊がキットの情報を確認することで、適切で迅速な処置が可能となり、ご家族への連絡もスムーズに行えます。</p>
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のひとり暮らしの高齢者 ・65歳以上の高齢者のみの世帯の者 ・日中、ひとりになることがある65歳以上の高齢者 <p>※1世帯に1個です。</p>
申請時の提出書類	救急医療情報キット配布申請書
申請受付時期	随時
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療情報キットの中に入れておく救急医療情報シートは、常に最新の情報に書き換えてください。 ・保険証や薬剤情報提供書の写し、お薬手帳の写しを一緒に入れておいてください。



1年に1回、必ず記載内容の確認をしましょう！




③ 交通安全対策

<p>そ の 他</p> 	<p>○生活支援連絡制度</p> <p>運転免許証の自主返納等により移動手段を失った高齢者が行政支援を希望する場合、警察が本人等からの依頼書を受理し、地域共生推進課を介して、高齢者お世話センターへ連絡することにより、早期に地域の実情に応じた生活支援につなげることを目的とした制度です。</p>  <p>○高齢者運転免許自主返納制度</p> <p>65歳以上の方で、高齢等により身体機能の低下を自覚された方、運転免許が不要になった方が、運転免許の全部または一部を自主返納する制度です。</p> <p>受付 運転免許センター、各警察署交通課</p> <p>↓</p> <p>運転経歴証明書交付申請(手数料 1,100 円)をすれば、「運転経歴証明書」の交付を受けることができます。</p> <p>申請に必要なもの</p> <p>運転免許証、申請用写真1枚(6 か月以内に撮影した縦3cm×横 2.4 cm)、手数料 1,100 円</p> <p>↓</p> <p>運転経歴証明書を提示することで、各種優待サービスを受けることができます。</p> <p>④例・徳島バス、徳島バス阿南・・・運賃半額(※高速バスは除く)</p> <p>・阿南タクシー(有)阿南市西路見町・・・料金 1 割</p> <p>☎0884-22-2717</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>徳島県危機管理部 消費者くらし安全局 消費者くらし政策課交通安全担当</p> <p>☎088-621-2287</p>


(3) 地域の支え合いの体制づくり

① 介護支援ボランティア活動	
目的	阿南市介護支援ボランティア制度は、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域に貢献することを奨励し、支援することにより、高齢者自身の社会参加活動を通して介護予防を推進することを目的としています。
介護支援ボランティア活動に参加できる方	阿南市に住所を有する阿南市の第1号被保険者(65歳以上)の要介護等の認定を受けていない方で、阿南市介護支援ボランティアとして登録された方
ボランティア活動をする場所	市長に届け出た阿南市内の地域密着型サービス事業所
ボランティア活動の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション等の指導又は参加支援 ・お茶出し、食堂内の配膳、下げ膳等の補助 ・散歩、外出又は事業所内の移動補助 ・模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露その他の行事の手伝い ・話し相手 ・草刈り、洗濯物の整理、シーツ交換その他の事業所職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 ・配食支援を活用した見守り ・上記以外で、市長が適当と認めるボランティア活動
評価ポイント(年度ごと)	1時間のボランティア活動につき1スタンプポイント数に応じて商品券を交付します。 スタンプ10個 1,000円(上限5,000円)
申請時の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・阿南市介護支援ボランティア登録申請書 ・阿南市介護支援ボランティア手帳交付申請書 ・阿南市介護支援ボランティア受入事業所一覧 ・顔写真(4cm×3cm 1枚)
申請受付期	<ul style="list-style-type: none"> ・随時 ・毎年、3月頃に研修会と次年度の登録申請の手続きを実施


(4) 権利擁護の推進

① 成年後見制度	
内 容	<p>○制度について 認知症や障がい等により判断能力が十分でない人に、後見人等を選任し、財産管理及び意思決定支援、身上監護を行うことでその人の権利を保護し支えるための制度です。</p> <p>○市長申立て 後見開始の申立てをする親族がなく、本人の保護のために必要がある場合には、市長による家庭裁判所に対する後見開始の審判等の申立てを行います。 ※各高齢者お世話センターへご相談ください。</p> <p>○法人後見制度 法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行いますので、担当している職員が何らかの理由でその事務が行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができます。 阿南市では、阿南市社会福祉協議会が法人後見事業を実施しています。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin-top: 20px;"><p>【問い合わせ先】</p><p>阿南市成年後見センター援け愛 (阿南市社会福祉協議会) 阿南市富岡町北通33番地1 (阿南ひまわり会館内)</p><p>☎0884-23-7288</p></div>

② 消費者被害等に関する相談窓口

内 容	<p>○阿南市消費生活センター 市民の方々から商品やサービスに関する苦情や事業者とのトラブル等、様々な相談を受け付けています。</p> <p>【問い合わせ先】</p> <p>阿南市消費生活センター(阿南市役所2階)</p> <p>☎ 0884-24-3251</p> <p>Fax 0884-23-6079</p> <p>相談時間 午前9時30分から午後4時30分</p> <p>休館日 土・日・祝日・年末年始</p> 
そ の 他	<p>高齢者お世話センターは、消費者被害を受けている高齢者を発見し、消費生活センターに相談する役割を有しています。</p> <p>消費者被害なのかどうかははっきりしなくても、契約の成立や商品の受け渡し、現金の支払いの前の段階で、消費生活センターに状況を説明して相談することで、被害を未然に防ぐことができる場合がありますので、高齢者お世話センターに相談してください。</p> <p><u>早期発見・早期対応が重要です！</u></p>

(5) 認知症施策の推進

① 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員	
内 容	<p>【認知症初期集中支援チーム】 (愛称：ファーストケアチーム)</p> <p>○チームの構成員 保健師及び社会福祉士等の資格を有する者、認知症専門医で構成される、認知症の支援チームです。</p> <p>○チームの役割 認知症の人や認知症が疑われる方のご家庭を訪問し、困りごとや心配なことを確認させていただきます。そのうえで、ご本人やご家族の状況に合わせた、病院受診やサービス利用、ご家族の介護負担の軽減等の支援を行います。</p> <p>○チームの設置場所 市が阿南市社会福祉協議会に委託する「基幹型阿南高齢者お世話センター」に設置しています(☎23-7288)。</p> <p>【認知症地域支援推進員】</p> <p>○推進員の配置 各高齢者お世話センターに1名ずつ配置(保健師・看護師)</p> <p>○認知症地域支援推進員の役割 医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。 特に支援を必要と判断される方については、「認知症初期集中支援チーム」による支援につながります。</p>
相 談 窓 口	<p>各高齢者お世話センター 阿南市地域共生推進課</p> <div style="text-align: right;">  </div>





② 認知症サポーター養成事業



<p>内 容</p>	<p>認知症に関する正しい知識を持ち、地域及び職域において認知症の人及びその家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人及びその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進することを目的として実施します。</p> <p>★<u>認知症サポーターとは？</u> 認知症サポーター養成講座で認知症のことについて学び、正しい知識を持って、認知症の方やそのご家族の方等を温かく見守り、支える人のことをいいます。</p> <p>★<u>認知症サポーターになるためには？</u> 認知症について学ぶ講座である「認知症サポーター養成講座」を受講してください。 サポーターの証として「オレンジリング」を渡します。</p>
<p>認知症サポーター養成講座の申込</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の集会や会社の勉強会など人が集まる機会に認知症サポーター養成講座を開催することが可能です。 ・開催費用は無料 ・講座を開催する会場を御用意ください。
<p>申請の提出書類</p>	<p>認知症サポーター養成講座申込書 ※開催講座希望日の1か月前までに申し込みをお願いします。</p>
<p>申請受付</p>	<p>阿南市地域共生推進課 各高齢者お世話センター</p>



阿南市では、認知症サポーターの輪を広げるために、さまざまな場所での認知症サポーター養成講座の開催を進めています。

③ 高齢者見守りキーホルダー事業	
内 容	<p>認知症状のある高齢者等に対し、登録番号を付した「高齢者見守りキーホルダー」を身に付けていただくことで、徘徊等で行方不明になった場合に、キーホルダーにより身元の確認が可能となり、早期発見につながることを目的に実施します。</p> <p>①交付対象者の行方不明発生 ↓ ②行方不明者発見 ↓ ③キーホルダーに記載のある連絡先へ通報 平日：地域共生推進課 夜間・休日・祝日：阿南市消防本部 ↓ ④登録のある連絡先へ連絡</p> 
利 用 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の認知症のある者 ・65歳未満で若年性認知症状のある者 ・市長が特に必要と認める者
申 請 時 の 提 出 書 類	阿南市高齢者等見守りキーホルダー登録申請書 (様式第1号)
申 請 受 付	阿南市地域共生推進課 各高齢者お世話センター
使 用 方 法	<p>高齢者が持ち歩く物にキーホルダーをつけてください。(1人3個まで交付：無償)</p>   
そ の 他	申請していただいた情報は、阿南市消防本部、阿南警察署及び高齢者お世話センターへ情報提供を行います。

④ 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業	
内 容	徘徊のおそれのある認知症高齢者等の情報をあらかじめ市及び消防本部に登録しておくことで、行方不明発生時における早期発見と家族等への支援を図るための事業 行方不明が発生した場合には、消防本部や高齢者お世話センター及び地域の協力機関から構成する「徘徊高齢者等SOSネットワーク」を設置し、徘徊高齢者等の情報を協力関係機関に電子メールで送信し、早期発見・保護を目指します。
利 用 対 象 者	徘徊のおそれがある高齢者
申 請 時 間 提 出 書 類	・徘徊高齢者等SOSネットワーク事前登録申請書(様式第1号) ・写真(全身・顔写真)
申 請 受 付	阿南市地域共生推進課 各高齢者お世話センター
そ の 他	・申請していただいた情報は、阿南市消防本部、阿南警察署及び高齢者お世話センターへ情報提供を行います。 ・行方不明が発生した場合には、徘徊高齢者等SOSネットワークを活用し、徘徊高齢者等の情報及び写真を協力機関に電子メールで送信します。

★ 平日 8:30～17:15

地域共生推進課から

メール送信

★ 夜間・休日・祝日

阿南市消防本部から

メール送信



【協力者】

- ・居宅サービス事業所
- ・居宅介護支援事業所
- ・介護予防支援事業所
- ・密着型サービス事業所
- ・見守り協定締結事業所
- ・認知症サポーターステップアップ講座受講者

⑤ 徘徊高齢者家族支援サービス事業	
内 容	65歳以上の徘徊のみられる認知症の高齢者を介護している家族に対し、安心して介護できる環境を確保するため、徘徊時に早期発見できるよう、位置検索機能が付されたGPS端末機器を貸与し、その初期費用のみ全額助成します。
利 用 対 象 者	徘徊のみられる認知症高齢者を在宅で介護している同一世帯の家族
利 用 者 負 担 額	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 月額1,200円(税別) ・位置情報提供料金 オペレーター応答利用(電話) 1回につき200円(税別) インターネット利用の場合 検索は1か月につき2回目まで無料、3回目から1回につき100円(税別) ・現場急行料金 利用1回(1時間まで)につき10,000円(税別)が必要 利用者の要請に応じて委託業者が急行します。 ・機器の紛失・故障等 10,000円(税別)
申 請 時 の 提 出 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申請書 ・本人の写真1枚 ・ココセコムご利用申込書(セコム用) ・個人情報第三者提供同意書(セコム用) ・預金口座振替依頼書(セコム用)
申 請 受 付 時 期	随時

ココセコム本体

サイズ:縦 84×横 46×厚さ 16mm

質量:約 67g(バッテリー含む)

連続動作時間:最大 350 時間



(6) 在宅医療・介護連携推進事業

① 阿南市在宅医療・介護連携支援センターの設置	
内 容	阿南市在宅医療・介護連携支援センターは、地域の医療・介護関係者、高齢者お世話センター等からの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談を受け付け、連携調整、情報提供等により、その対応を支援します。
設 置 場 所	ケアハウス健祥会 アンダルシア内 阿南市羽ノ浦町中庄大知淵8番地1 ☎ 0884-44-6866 Fax 0884-21-8577

在宅医療・介護連携に関する
相談を受け付けていますので、
お気軽にご相談ください！



(7) 高齢者向け住まいの適切な確保

① 養護老人ホーム	
内 容	65歳以上で身体的に自立するものの、環境上及び経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢入所できる施設です。施設への入所は市の措置により行われ、入所に係る費用は入所者の収入及び扶養義務者の課税状況に応じて負担していただきます。
施 設 名 等	老人ホーム福寿荘 阿南市畷町亀崎93-7 養護(盲人)老人ホーム羽ノ浦荘 阿南市羽ノ浦町明見135-1

② 経費老人ホーム(ケアハウス)	
内 容	身体の衰え又は高齢者等のため独立して生活するには不安がある方が入所できる施設です。費用は、生活費、事務費及び管理費が必要です。事務費については収入に応じて負担していただきます。
施 設 名 等	ケアハウスタラサ双葉 阿南市見能林町南林 260-3 ☎ 22-2913 ケアハウス悠和館 阿南市新野町信里 65 ☎ 36-3820 ケアハウス健祥会アンダルシア 阿南市羽ノ浦町中庄大地 8-1 ☎ 44-6830



③高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業	
内 容	<p>シルバーハウジングは、県営住宅春日野団地に整備された高齢者向けの住宅30戸に入居している60歳以上の高齢者を対象に、ライフサポートアドバイザー(生活援助員)を派遣し、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助等の緊急時の対応を行い、入居者が安心して生きがいのある豊かな生活を送れるよう支援しています。</p>
施 設 名 等	<p>県営住宅春日野団地 シルバー住宅6・7号棟30戸 ※入居の申し込みは、徳島県住宅供給公社へ</p>

④ サービス付き高齢者向け住宅	
内 容	<p>高齢者の居住の安定を確保することを目的とした住宅で、主として身体的に自立している又は自立に近い60歳以上の高齢者を対象としており、日中は生活相談院が施設に常駐し、入居者の安否確認や生活相談を行います。</p>
施 設 名 等	<p>サービス付き高齢者向け住宅イツモ阿南 阿南市宝田町井関 147-6 ☎24-8701 シニアレジデンスなごみ 阿南市羽ノ浦町中庄なかれ 5-2 ☎21-8555 シニアレジデンスなごみⅡ 阿南市羽ノ浦町岩脇神代地 100-1 ☎24-8555</p>

⑤ 有料老人ホーム	
内 容	民間事業者が運営する高齢者向けの住宅で、施設との契約に基づいて食事の提供や家事援助、入浴・排泄・食事の介護等のサービスを受けることができます。
該 当 施 設	<p>とみおかの里有料老人ホーム 阿南市富岡町西新町 8-1 ☎24-9065</p> <p>有料老人ホームなかがわ苑 阿南市那賀川町大京原筋 225-1 ☎42-2050</p> <p>住宅型有料老人ホームオレンジエクスプレス 阿南市羽ノ浦町古庄大坪原42番 7 ☎0884-63-0138</p>



(8) その他

① 高齢者入浴許可証の交付	
内 容	70歳以上の高齢者に対し、かもだ岬温泉の入浴料が無料となる高齢者入浴許可証を交付します。
利 用 対 象 者	年齢が70歳以上の方 運転免許証、健康保険証等をご持参の上、「かもだ岬温泉保養センター」の窓口で申請してください。
利 用 限 度 回 数	月3回まで無料
申 請 先 及 び 利 用 施 設	かもだ岬温泉保養センター 阿南市椿町船瀬60番地2 ☎0884-21-3030
営 業 時 間	午前10時から午後7時(最終受付6時30分) ※宿泊施設はありません
休 業 日	毎週月曜日(祝日の場合はその翌日)
申 請 時 の 提 出 書 類	申請先に備え付け
申 請 の 受 付 時 期	随時
そ の 他 留 意 事 項	高齢者入浴許可証を紛失された方は、受付で再発行の手続きをしてください。



② 高齢者お世話センター

名称	所在地	連絡先	担当地域
基幹型 阿南 高齢者お世話センター	富岡町北通 33-1 (阿南ひまわり会館内)	0884- 23-7288	市内全域
阿南 東部 高齢者お世話センター	宝田町今市金剛寺 43 (特別養護老人ホーム阿南荘内)	0884- 22-4577	富岡町 学原町 日開野町 七見町 領家町 住吉町 原ヶ崎町 西路見町 出来町 豊益町 福村町 畷町 黒津地町 向原町 辰己町 宝田町 上中町 柳島町 横見町
阿南 中部 高齢者お世話センター	見能林町南林 260-7 (社会福祉法人双葉会内)	0884- 23-3728	才見町 中林町 見能林町 大瀨町 津乃峰町 桶町 阿瀬比町 山口町 桑野町 内原町
阿南 西部 高齢者お世話センター	羽ノ浦町中庄大知渕 8-1 (ケアハウス健祥会アンダルシア内)	0884- 44-6836	長生町 上大野町 中大野町 下大野町 楠根町 熊谷町 吉井町 加茂町 深瀬町 十八女町 水井町 大井町 大田井町 細野町
阿南 南部 高齢者お世話センター	新野町信里 65 (ケアハウス悠和館内)	0884- 36-3634	新野町 福井町 椿町 椿泊町
阿南 北部第1 高齢者お世話センター	那賀川町苅屋 357-1 (那賀川社会福祉会館内)	0884- 42-2900	伊島町 那賀川町 羽ノ浦町(岩脇 古庄 古毛 明見 春日野 西春日野)
阿南 北部第2 高齢者お世話センター	羽ノ浦町中庄大知渕 8-1 (ケアハウス健祥会アンダルシア内)	0884- 44-6836	羽ノ浦町(宮倉 中庄)